⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和７年６月23日において次の要件を満たすものとする。

①　平成22年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)

㋐　次の１から３の要件のすべてを満たす建築物１棟の新築又は増築工事

１．建物用途　事務所、庁舎、類似施設又は複合用途施設

・類似施設とは、事務室（上級室を含む。)、会議室、研修室（実験室を除く。)、これらに類する室及び付属する共用部分の合計面積が全体の１／２を超える施設をいう。

・複合用途施設とは、事務所、庁舎、類似施設部分の合計面積が全体の１／２を超える施設をいう。ただし、事務所、庁舎、類似施設部分の合計面積が、３．の延べ面積以上である施設でもよい。

２．構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は構造耐力上主要な部分の一部を木造とした混構造　地上２階以上

・構造耐力上主要な部分の一部とは、壁、柱、小屋組、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。)とする。

３．延べ面積　1,000㎡以上(増築にあっては増築部分とする。)

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の要件を満たす施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)

㋑　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は構造耐力上主要な部分の一部を木造とした混構造の建築物の新築又は増築工事

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋑の要件を満たす施工実績を有すること。

上記㋐又は㋑の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答)」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲)」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。)を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「横浜税関南本牧埠頭コンテナ検査場（仮称）㉕建築工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年５月27日

水産庁長官　森　　健

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　77

⑵　購入等特定役務及び数量　船舶（東光丸）第２種中間検査及び一般修繕　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和７年６月17日午後５時（郵送の場合は必着のこと。)

⑵　提出先　〒100―8907 東京都千代田区霞が関１－２－１　水産庁漁政部漁政課船舶管理室　杦町貴美子　電話03―3501―9562

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和７年５月27日から令和７年６月16日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 77

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Ship (TOKO-MARU) Intermediate inspection No. 2 and Repair services 1 set

⑶　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 P. M., 17 June, 2025

⑷　Contact point for the notice : SUGIMACHI Kimiko Office of Vessels Management, Fisheries Policy Planning Department, Fisheries Agency, 1―2―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8907 Japan. TEL 03―3501―9562

意見招請に関する公示

東日本電信電話株式会社公告第９号

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了しましたので、仕様書案に対する意見を招請します。

なお、本招請はサプライヤの機密情報及び財産的情報の提出を求めるものではありません。

令和７年５月27日

東日本電信電話株式会社

関東病院　院長　大江　隆史